

◆施設記入欄

<新規申請用>

継続・ 新規	番号	
---------------	----	--

◆以下、保護者記入欄

(施設名)	児童氏名	(平・令 年 月 日)
	申立者の児童との関係	父・ 母 ・祖父・祖母・その他()

※ 申請中の場合は、第1希望の施設名を記入してください。

※ 申請児童が2人以上いる場合は、人数分を用意してください。(コピー可。)

※ 母子手帳の写し等、出産(予定)日の分かる書類を添付してください。

出産(産前・産後)の認定にかかる申立書

令和 年 月 日

住所

氏名

令和 年 月 日に出産(予定)のため、保育を必要とする事由を「出産」として申請します。
この申請にあたり、認定期間(=出産(予定)日の2カ月後の月末まで)の満了後に、利用している保育所等を退所となっても、異議はありません。

なお、出産での認定期間終了後の予定としては、次のとおりです。

出産での認定期間終了後も、引き続き保育所等の利用を希望する予定である場合
(次の1・2のうち該当するものに○を付けてください。)

- 1 就労 または 就学するため、保育所等の利用を希望しています。
- 2 求職活動を行うため、保育所等の利用を希望しています。

【重要(1・2を選択した方へ)】

・「出産した子」の保育の予定について、次から該当する項目にチェックしてください。

- 保育所等の利用申込予定 祖父母が保育する 母が保育しながら就労等が可能
 勤務先の託児所を利用 その他(※具体的に記入)

・ 保育所等の利用申込は、利用希望月の前月15日(認定終了月の15日)までに、子ども保育課で申込をしてください。ただし、この申込の際には、新規の申込として改めて利用調整(入所選考)を行うため、必ずしも引き続き入所できる訳ではありません。

出産での認定期間終了後は、保育所等の利用を希望しない予定である場合
(次の3に○を付けてください。)

- 3 保育所を退所し、家庭で保育します。

【重要(3を選択した方へ)】

・ 利用終了月の15日までに、保育所等へ退所届を提出してください。

・ 出産での認定期間終了後に育児休業を取得する場合は、引き続き保育の認定をすることができないため、認定期間終了をもって、現在利用している保育所等は退所となります。